

# 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱

平成21年5月29日付け21農振第487号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿  
独立行政法人水資源機構理事長  
独立行政法人森林総合研究所理事長  
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

## 第1 趣旨

世界の食料需給は、人口増加と人口大国の経済発展、バイオ燃料の拡大により需要が増加する一方、異常気象の頻発、水資源の不足などにより供給は不安定化し、中長期的にひっ迫するおそれが強まっており、現在はもちろんのこと将来にわたり、国民に対し食料を安定的に供給するため、食料自給力を強化することが喫緊の課題である。

このため、我が国における農業の生産基盤の整備を通じて、国民に対する食料の安定供給を確保していくことが重要な課題となっている。

一方、百年に一度の世界的经济不況の中、米価の低迷、農業用燃料や農薬、肥料などの農業用資材の高騰などにより、農業所得が減少するなど農業経営を圧迫しており、土地改良事業等の受益者負担金の重圧感が高まり、すでに整備を行った地域では特別賦課金の徴収が困難になってきているところがある。

このため、全国土地改良事業団体連合会に土地改良負担金特別緊急対策基金（以下「特別緊急対策基金」という。）を造成して、土地改良事業等の受益者負担金を償還している地域を対象に、受益者負担金の軽減対策を実施することにより、担い手への農地利用集積や面的集積と計画的償還の一層の推進に資することとする。

## 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、全国土地改良事業団体連合会とする。

## 第3 事業実施主体の業務等

- 1 事業実施主体は、次の業務を行うものとする。

- (1) 土地改良負担金償還特別緊急支援対策計画（以下「特別緊急支援計画」という。）の審査及び認定に係る業務
  - (2) 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に係る業務
  - (3) 本事業の達成状況報告等に係る業務
  - (4) その他本事業の実施に必要な業務
  - (5) 特別緊急対策基金の造成及び管理
- 2 事業実施主体は、本事業に係る事務の円滑化を図るため、本事業の実施に伴う事務の一部を、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）に委託できるものとする。なお、連合会に委託した場合は、速やかに農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に通知するものとする。

#### 第4 特別緊急対策基金の造成及び管理

- 1 事業実施主体は、本事業の実施に係る経費に充てるため、国の補助金によって、特別緊急対策基金を造成するものとする。
- 2 事業実施主体は、特別緊急対策基金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 3 事業実施主体は、特別緊急対策基金の運用により生じた運用益を特別緊急対策基金に繰り入れるものとする。
- 4 特別緊急対策基金（3の規定により繰り入れられた運用益を含む。）は、第6の1の助成金の交付等本事業の実施に必要な業務に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。
- 5 事業実施主体は、平成23年度末に特別緊急対策基金に残額が生じたときには、当該残額を国に返還するものとする。

#### 第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とする。

#### 第6 事業の内容等

- 1 本事業は、農村振興局長が別に定める土地改良事業等の農村振興局長が別に定める受益者負担金を軽減するため、土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）に対して、事業実施主体が助成金の交付を行うものである。
- 2 事業実施主体は、第3の1の業務開始までに、本事業に係る特別緊急支援計画の認定及び助成金の交付に当たって必要な事項を定めた土地改良負担金償還特別緊急支援

対策事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）を定め、農村振興局長の承認を受けるものとする。

## 第7 事業の実施計画等

- 1 事業実施主体は、毎事業年度開始前に、その事業年度の実施計画、基金の造成、使用及び運用に関する計画（以下「基金計画」という。）及び収支予算を作成し、毎事業年度開始の日から2月以内に農村振興局長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の実施計画、基金計画及び収支予算を変更した場合は、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

## 第8 事業の採択要件

本事業は、次の1又は2、及び3の要件に該当する地域を対象とする。

- 1 担い手への集積について、次の（1）から（3）までのいずれかを満たすこと。
  - （1）特別緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
    - ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が5パーセント未満のときは、7.5パーセント以上となること。
    - ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が5パーセント以上12.5パーセント未満のときは、2.5パーセントポイント以上増加すること。
    - ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が12.5パーセント以上13.8パーセント未満のときは、15パーセント以上となること。
    - ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が13.8パーセント以上22.5パーセント未満のときは、1.2パーセントポイント以上増加すること。
    - ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が22.5パーセント以上23.7パーセント未満のときは、23.7パーセント以上となること。
    - ⑥ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が23.7パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。
    - ⑦ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。
  - （2）特別緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積（以下「担い手農地面的集積面積」という。）の割合（以下「担い手農地面的集積率」という。）が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

- ① 事業の採択時における担い手農地面的集積率が3.3パーセント未満のときは、5パーセント以上となること。
- ② 事業の採択時における担い手農地面的集積率が3.3パーセント以上8.8パーセント未満のときは、1.8パーセントポイント以上増加すること。
- ③ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が8.8パーセント以上9.6パーセント未満のときは、10.5パーセント以上となること。
- ④ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が9.6パーセント以上15.7パーセント未満のときは、0.9パーセントポイント以上増加すること。
- ⑤ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が15.7パーセント以上16.6パーセント未満のときは、16.6パーセント以上となること。
- ⑥ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が16.6パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への面的集積が見込まれること。
- ⑦ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(3) 特別緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手者数の割合が7.5パーセントポイント以上増加すること。

2 農村振興局長が別に定める基準を満たす中山間地域等の条件不利地域においては、担い手への集積について次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。

(1) 特別緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の受益面積に占める担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

- ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が2.5パーセント未満のときは、3.8パーセント以上となること。
- ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が2.5パーセント以上6.3パーセント未満のときは、1.3パーセントポイント以上増加すること。
- ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が6.3パーセント以上6.9パーセント未満のときは、7.5パーセント以上となること。
- ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が6.9パーセント以上11.3パーセント未満のときは、0.6パーセントポイント以上増加すること。
- ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が11.3パーセント以上11.9パーセント未満のときは、11.9パーセント以上となること。
- ⑥ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が11.9パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。
- ⑦ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(2) 特別緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地面的集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

- ① 事業の採択時における担い手農地面的集積率が1.7パーセント未満のときは、2.5パーセント以上となること。
- ② 事業の採択時における担い手農地面的集積率が1.7パーセント以上4.4パーセント未満のときは、0.9パーセントポイント以上増加すること。
- ③ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が4.4パーセント以上4.8パーセント未満のときは、5.3パーセント以上となること。
- ④ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が4.8パーセント以上7.9パーセント未満のときは、0.5パーセントポイント以上増加すること。
- ⑤ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が7.9パーセント以上8.3パーセント未満のときは、8.3パーセント以上となること。
- ⑥ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が8.3パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への面的集積が見込まれること。
- ⑦ 事業の採択時における担い手農地面的集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(3) 特別緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手者数の割合が3.8パーセントポイント以上増加すること。

3 当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算総償還額が次のいずれかを満たすこと。

- (1) 10アール当たり合算総償還額が44,000円以上であること。
- (2) 戸当たり合算総償還額が740,000円以上であること。

## 第9 特別緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、特別緊急支援計画を作成し、事業実施主体に対し当該計画について認定の申請をするものとする。

## 第10 特別緊急支援計画の審査及び認定

- 1 事業実施主体は、第9の申請があったときは、農村振興局長が別に定める審査委員会を開催し、この審査委員会において特別緊急支援計画の審査を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、第6、第8及び第11の2の規定に照らして審査委員会において特別緊急支援計画を適当と認めるときは、特別緊急対策基金の範囲内において当該計画の認定を行い、申請のあった土地改良区等に対して認定の通知を行うものとする。

- 3 事業実施主体は、2（4により準じて取り扱う場合を含む。）の通知を行うに当たっては、あらかじめ都道府県知事の意見を聴いて、農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。
- 4 土地改良区等は、特別緊急支援計画の内容に変更があった場合には、事業実施主体に当該特別緊急支援計画の変更の承認を申請するものとする。
- 5 事業実施主体は、4の変更承認申請があった場合には、1から3までの手続に準じて取り扱うものとする。
- 6 特別緊急支援計画の認定は、平成21年度から平成23年度までの3年間行うものとする。

## 第11 助成金

### 1 助成金の交付手続

- (1) 土地改良区等は、第10の2の認定の通知があったときは当該計画に従って、毎年度、助成金の交付の申請を事業実施主体に行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の交付の申請があった場合には、交付規程に基づき、土地改良区等に対して助成金を交付するものとする。

### 2 助成金の交付

助成金の交付額は、農村振興局長が別に定める助成額を限度とする。

### 3 助成金の使途

土地改良区等は、交付された助成金は、以下の経費以外に充ててはならない。

#### (1) 調整活動経費

農用地の効率的利用を図るための土地・水利用の調整に要する経費

#### (2) 負担金軽減経費

土地改良負担金の利子相当額の軽減のために農村振興局長が別に定める経費

### 4 助成金の返還等

事業実施主体は、土地改良区等に交付された助成金について、助成金を他の用途に充てる等事業が適切に実施されていないと認める場合には、土地改良区等に対して助成金の全部又は一部を返還させることができる。

## 第12 事業の実施報告

- 1 事業実施主体は、毎事業年度終了後、特別緊急対策基金の収支について、翌年度の4月10日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、毎事業年度終了後、実施報告書、収支決算書等を作成し、翌年度の5月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

### 第13 特別緊急支援計画の達成状況報告等

- 1 土地改良区等は、当該年度の第8の1又は2の要件の達成状況を事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は当該達成状況を農村振興局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、土地改良区等に対し第8の1又は2の要件達成に向けた助言及び指導を行うものとする。

### 第14 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

### 第15 経過措置

平成21年度における第7の1の実施計画、基金計画及び収支予算の提出は、同規定にかかわらず、平成21年7月末日とする。